

瀬戸市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 1 2 月 2 6 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 3 4 号

瀬戸市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市旅費条例施行規則（昭和 26 年瀬戸市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表地域の欄中「、愛知郡東郷町、同郡長久手町」を「、長久手市、愛知郡東郷町」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。